

職務執行命令訴訟制度の変遷

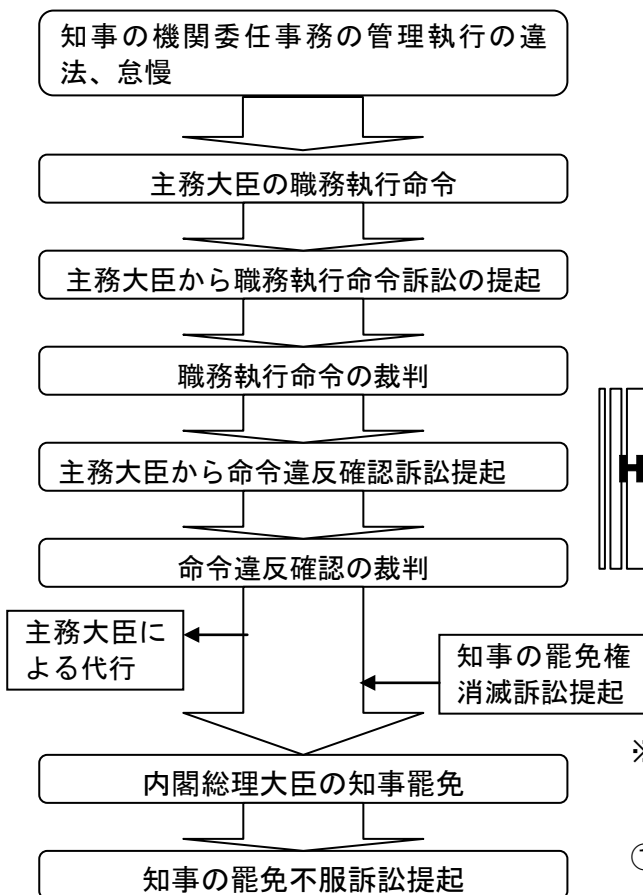
1 地方自治法制定当初：弾劾制度

内務大臣※は、都道府県知事が著しく不適任であると認めるときは、法律の定めるところにより、法律で定める弾劾裁判所にその罷免の訴追をすることができる（昭和22年制定当時の地方自治法§146①）、とされていた。※都道府県知事は、市町村長に対し、弾劾裁判所に罷免の訴追をすることができる、とされていた（昭和22年制定当時の地方自治法§146②）。

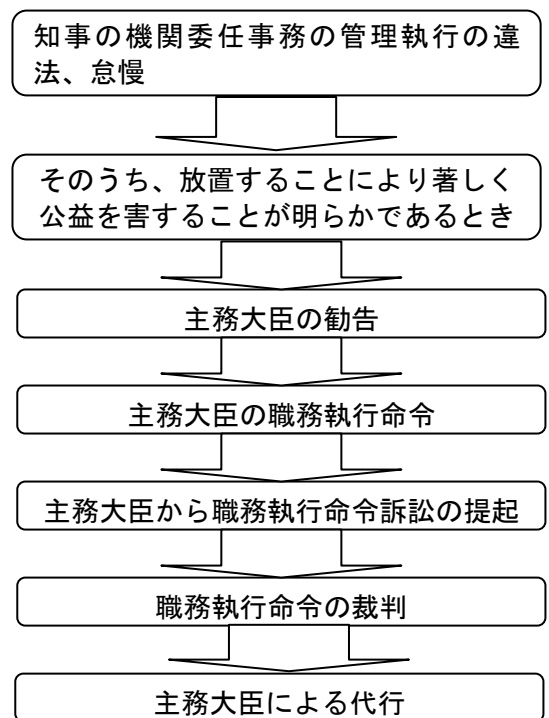
→ 実際には、弾劾裁判所について規定する法律が定められなかったことから、この制度は一度も適用されてない。

→ わざわざ弾劾裁判所のような特別の機関を設けて地方公共団体の長を弾劾し、罷免するという煩雑な方法をとらず、実質的な手段を用いるべきではないかなどの考え方から、制定後まもなく（昭和23年1月）、2 職務執行命令訴訟制度（H3改正前）に改正されたところ。

2 職務執行命令訴訟制度（H3改正前）



3 職務執行命令訴訟制度（H3改正後）



H3改正

※H3改正により、内閣総理大臣の知事罷免が廃止された。

【平成3年に改正が行われた理由】

- ① 現実として立法時に想定された迅速な処理が期待し難く、緊急な処理を必要とする場合に制度として動かない。
- ② 罷免は公選による長の身分を奪う措置であり適当ではない。

4 現行の代執行制度（分権一括法による改正後）

職務執行命令訴訟制度とほぼ同様の要件及び手続の制度として代執行制度が設けられている。（代執行制度の手続は別添の資料を参照）

包括的な指揮監督権、是正措置要求に係る規定

○地方分権一括法前の地方自治法

※包括的な指揮監督権

第一百五十条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

第一百五十一条 都道府県知事は、その管理に属する行政庁又は市町村長の権限に属する国又は当該都道府県の事務につき、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

② 市町村長は、前項の例により、その管理に属する行政庁の処分を取り消し、又は停止することができる。

※是正措置要求

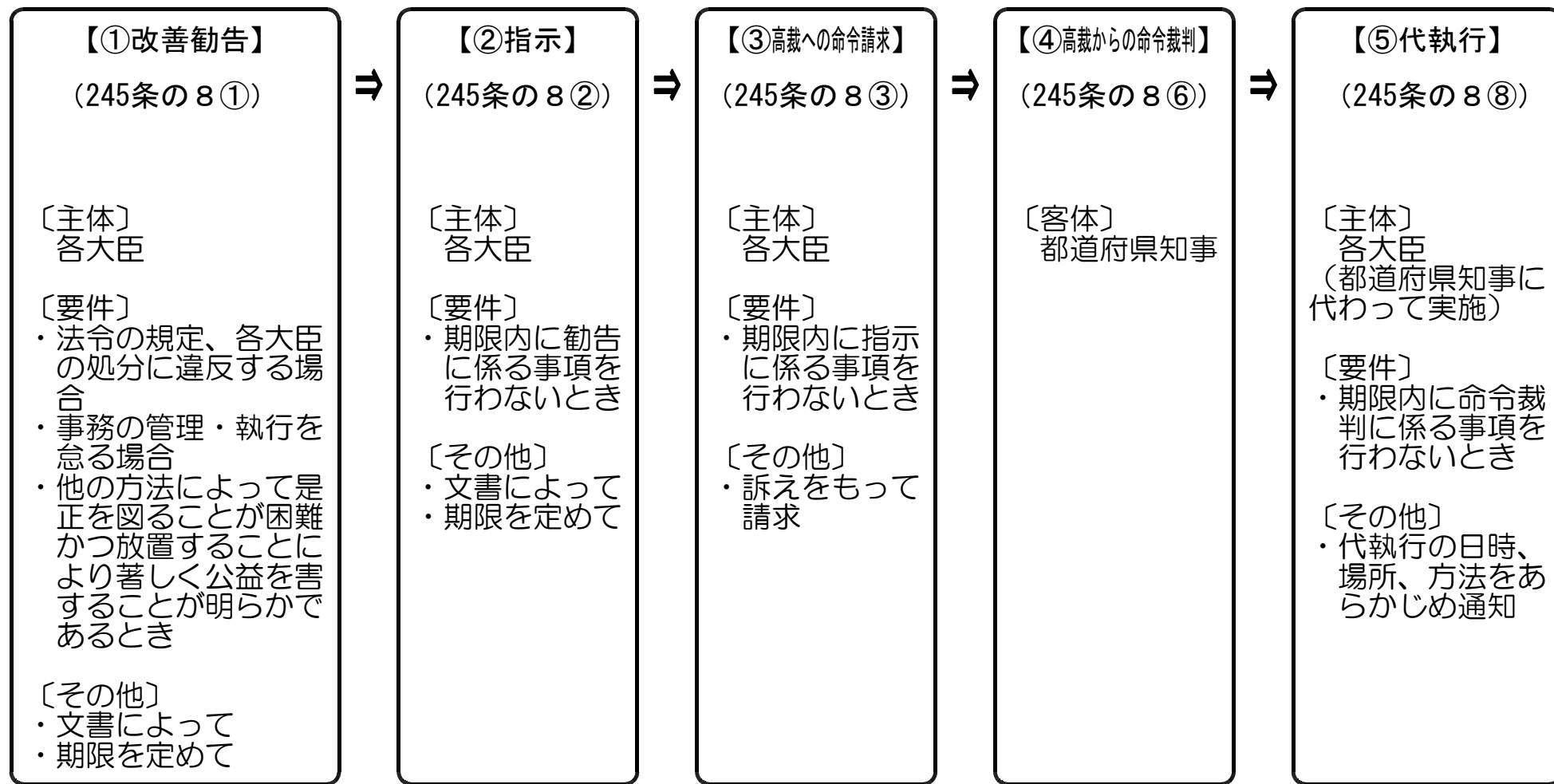
第二百四十六条の二 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠っていると認めるときも、また、同様とする。

② 内閣総理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行うことができる。

③ 市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

④ 内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担当する主務大臣の請求に基いて行うものとする。

地方自治法における代執行



↓

- ・提訴後、直ちに都道府県知事に通告
- ・通告をした日時、場所、方法を高裁に通知

※ 対象は法定受託事務のみ、手続は文書で
 ※ 市町村に対しては、都道府県知事が代執行を実施（245条の8⑫による準用・読替）